

証券コード 9419

平成28年3月3日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

株 式 会 社 ワ イ ヤ レ ス ゲ ー ト

代表取締役CEO 池 田 武 弘

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成28年3月24日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネット等による議決権行使に際しましては、61頁から63頁に記載のインターネット等による議決権行使のご案内をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 平成28年3月25日（金曜日）午前10時
2. 場所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第12期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等による方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.wirelessgate.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後の株主説明会は、開催いたしませんので何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における業績は、売上高が前期比2,206,265千円増(24.2%増)の11,311,877千円、営業利益が前期比270,541千円増(34.0%増)の1,065,330千円、経常利益が前期比272,400千円増(34.5%増)の1,062,104千円、当期純利益が前期比185,319千円増(37.1%増)の684,324千円となり、平成24年7月の東京証券取引所マザーズ市場への上場後、4期連続で増収増益を達成いたしました。

当連結会計年度におきましては、基盤事業である「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスを中心に収益の拡大を図るとともに、「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE SIMカード」サービス、Wi-Fiインフラ事業、M2M/IoTサービス等の新規事業を推進することにより、更なる成長を目指してまいりました。

売上高につきましては、個人向けのSIM市場において、他業種を含む新たな事業者の参入が相次ぎ、顧客獲得競争が過熱する等の影響を受けたものの、主力の「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」サービスが順調に推移したことにより、増収となりました。また、M2M/IoTサービスやWi-Fiインフラ事業についても、新規案件の獲得が段階的に進捗しており、売上高の増加に貢献しております。

利益面につきましては、売上高の増加に伴い、営業利益、経常利益ともに増益を達成しております。

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業の単一セグメントであります。が、売上高につきましては区分して記載しており、それぞれの事業ごとの取組みは次のとおりであります。

(ワイヤレス・ブロードバンド事業)

イ. モバイルインターネットサービス

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX」については、WiMAX 2+ギガ放題プランを中心に引き続き順調に推移しております。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE SIMカード」については、原価等の最適化に努めつつ、並行して他社との差別化の源泉であるWi-Fiの強化を更に推進し、また新規会員の増加に向けたサービスラインナップの強化や販売促進などに積極的に取り組み、早期の収益化ができるように努めてまいります。

この結果、当連結会計年度におけるモバイルインターネットサービスの売上高は10,262,917千円（前期比27.4%増）となりました。

ロ．公衆無線LANサービス

家電量販店において、新規会員の獲得活動を実施しておりますが、主な獲得活動を「ワイヤレスゲート Wi-Fi+LTE SIMカード」にシフトした結果、公衆無線LANサービス単体での加入が鈍化したことにより、当連結会計年度における公衆無線LANサービスの売上高は774,605千円（前期比11.2%減）となりました。

（ワイヤレス・プラットフォーム事業）

課金プラットフォームを活用した電話リモートサービスについては、新規会員の獲得に注力し、売上高は順調に推移いたしました。認証プラットフォームについては、大型案件の受注があった前期に比べ、今期は小型案件の受注のみとなりました。

この結果、当連結会計年度におけるワイヤレス・プラットフォーム事業の売上高は125,146千円（前期比16.9%減）となりました。

（その他）

Wi-Fiインフラ事業等における機器販売及び保守料、訪日外国人向けSIMサービス、M2M/IoTサービスの提供、及びガラポンTV、FONルーター、ヨドバシカメラ@wig card（プリペイドカード）の販売等になります。当連結会計年度におけるその他売上高は149,207千円（前期比489.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資（無形固定資産含む）の総額は101,056千円であり、その主なものは、当社事業における通信設備、建物附属設備、サーバ及びソフトウェアの取得であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、フォン・ジャパン株式会社の株式取得に伴い、財務の安全性を保つために、金融機関より短期借入金として12億円の調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
平成27年11月9日にフォン・ジャパン株式会社株式を新たに取得し、当連結会計年度より、フォン・ジャパン株式会社を持分法適用の関連会社としております。なお、みなし取得日は、当連結会計年度末であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成24年12月期)	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高(千円)	5,500,950	7,055,499	9,105,611	11,311,877
経常利益(千円)	575,891	784,517	789,703	1,062,104
当期純利益(千円)	423,488	483,145	499,004	684,324
1株当たり当期純利益(円)	190.48	48.85	49.28	67.08
総資産(千円)	2,492,242	3,481,939	3,913,284	5,903,428
純資産(千円)	1,534,034	2,064,337	2,276,896	2,691,205
1株当たり純資産額(円)	628.47	206.18	224.48	261.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 (平成24年12月期)	第 10 期 (平成25年12月期)	第 11 期 (平成26年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高(千円)	5,500,950	7,055,499	9,105,611	11,311,877
経常利益(千円)	577,402	784,280	786,894	1,055,197
当期純利益(千円)	425,048	483,914	498,585	679,768
1株当たり当期純利益(円)	191.19	48.93	49.24	66.64
総資産(千円)	2,495,983	3,484,133	3,917,893	5,899,981
純資産(千円)	1,535,594	2,066,666	2,278,806	2,688,559
1株当たり純資産額(円)	629.11	206.41	224.67	261.73

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 平成24年5月16日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。
3. 平成25年9月1日付で株式1株につき2株の株式分割を、また平成26年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ	50,000千円	100.0%	マーケティング支援

(4) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 新規事業領域への展開について

当社グループは設立以来、ワイヤレス・ブロードバンドサービスを主に個人向けに提供することで事業を拡大してまいりました。今後も更なる成長に向けて、無線データ通信市場及び関連性の高い事業領域で新規事業を立ち上げてまいります。

なお、平成26年9月に開始した個人向けLTE SIMサービスについては、サービスラインナップの見直しとWi-Fi網の更なる強化に努めることで収益性を高め、黒字化を目指します。また、収益貢献の途上であるWi-Fiインフラ事業、プリペイドSIMサービス、及び法人向けM2M/IoTサービスの収益基盤の拡大を通じて、更なる成長を目指し、企業価値の向上に取り組んでまいります。

② 販売チャネルの拡充について

現在は株式会社ヨドバシカメラ経由での新規サービス加入者の構成比率が高く、同社への依存度が高い状態にあります。今後、携帯電話販売店等の同社以外の販売取次店の開拓等により販売チャネルの拡充を図り、当該依存度を低下させることに取り組んでまいります。

③ 有能な人材の獲得、育成

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、有能な人材の獲得及び育成が重要であると考えております。そのために、事業構造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を適時採用する他、教育研修制度の拡充、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

④ 内部管理体制の強化について

当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。

コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しておりますが、ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた全社的に効率化された組織体制の構築に向けて更に内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

当社グループは、ワイヤレス・ブロードバンド関連事業を展開しております。その主な内容は次のとおりであります。

（ワイヤレス・ブロードバンド事業）

イ．モバイルインターネットサービス

当社グループが提供する公衆無線LANサービスの他に、通信事業者より提供を受けているWiMAX及びLTE等の通信網を併せて利用することができ、非常に広域なエリアで高速インターネット接続を行うことができる無線通信サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi+WiMAX2+」、「ワイヤレスゲートWi-Fi+LTE SIMカード」等の名称でサービスを展開しております。

ロ．公衆無線LANサービス

東海道新幹線（東京～新大阪間）のN700系車内や主な鉄道の駅ホームやコンコース、空港、大手カフェチェーンや大手ファストフードチェーンの各店舗内など全国4万ヶ所以上で利用できる無線LANを利用した高速インターネット接続サービスです。

「ワイヤレスゲートWi-Fi」の名称でサービスを展開しております。

（ワイヤレス・プラットフォーム事業）

当社グループのワイヤレス・ブロードバンド事業の基盤プラットフォームである、ID・パスワードの認証プラットフォームと課金プラットフォームを他の通信事業者や法人に提供しております。

（その他）

Wi-Fi環境の構築・運用等をサポートするWi-Fiインフラ事業や当社グループが保有するLTEネットワークを活用したM2M/IoTサービスの提供を行っております。

(6) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

① 当社

本社：東京都品川区

② 子会社

株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 本社：神奈川県横浜市西区

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
18 (5) 名	0 (3) 名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
18 (3) 名	0 (2) 名増	35.9歳	2.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は、年間の平均人数を計算し（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借入額
株式会社三井住友銀行	400,000千円
株式会社みずほ銀行	400,000千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	400,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数 28,800,000株

② 発行済株式の総数 10,290,000株

（注）発行済株式の総数は140,000株増加しております。増加理由は以下のとおりであります。

・ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 140,000株

③ 株主数 9,972名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ヨ ド バ シ カ メ ラ	1,416,400株	13.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	639,100株	6.2%
池 田 武 弘	556,000株	5.4%
藤 沢 昭 和	400,000株	3.9%
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 3 6 1 2	211,900株	2.1%
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	210,600株	2.1%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	180,000株	1.8%
シー エム ビー エル, エス エー リ. ミューチャルフ アンド	152,500株	1.5%
原 田 実	145,400株	1.4%
ザ バンク オブ ニューヨーク 1 3 3 5 2 4	142,700株	1.4%

（注）持株比率は自己株式（42,100株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

旧商法に基づき発行した新株予約権

		第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成18年 2 月28日
新 株 予 約 権 の 数		700個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 (注) 1		普通株式 280,000株 (新株予約権 1 個につき400株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり73,200円 (1 株当たり183円)
権 利 行 使 期 間		平成19年 2 月26日から 平成29年 2 月25日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 取 締 役 保 有 状 況 (社外取締役を 除く)		新株予約権の数 23個 目的となる株式数 9,200株 保有者数 1 名

- (注) 1. 当社は、平成24年 5 月16日付で1 株を100株とする株式分割、平成25年 9 月 1 日付で1 株を 2 株とする株式分割、平成26年 1 月 1 日付で1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は280,000株となっております。
2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。
- ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- (1) 本新株予約権の権利者が、会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。
- (3) 本新株予約権の権利者が会社と競合する業務を営む会社を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

- (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合。
- (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
- (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
- (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
- (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
- (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
- (10) 本新株予約権の権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成20年3月28日	平成22年12月20日
新 株 予 約 権 の 数		1,900個	1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 760,000株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり73,200円 (1株当たり183円)	新株予約権1個当たり73,200円 (1株当たり183円)
権 利 行 使 期 間		平成21年1月26日から 平成31年1月25日まで	平成22年12月21日から 平成32年12月20日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,249個	新株予約権の数 1,000個
		目的となる株式数 499,600株	目的となる株式数 400,000株
		保有者数 2名	保有者数 2名

		第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		平成26年 3 月26日
新 株 予 約 権 の 数		97個
新株予約権の目的となる株式の種類と数 (注) 1		普通株式 9,700株 (新株予約権 1 個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり285,100円 (1 株当たり2,851円)
権 利 行 使 期 間		平成28年 3 月27日から 平成34年 3 月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 40個 (注) 3 目的となる株式数 4,000株 (注) 3 保有者数 1名 (注) 3

(注) 1. 当社は、平成24年 5 月16日付で 1 株を100株とする株式分割、平成25年 9 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割、平成26年 1 月 1 日付で 1 株を 2 株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、第 3 回新株予約権が760,000株、第 5 回新株予約権が400,000株となっております。

2. 新株予約権の行使の主な条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について以下の消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める取得の事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

- (1) 本新株予約権の権利者が、会社又は子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者いずれの身分とも喪失した場合。
- (2) 本新株予約権の権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合。

- (3) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接もしくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - (4) 本新株予約権の権利者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合。
 - (5) 本新株予約権の権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (6) 本新株予約権の権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合。
 - (7) 本新株予約権の権利者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合。
 - (8) 本新株予約権の権利者につき解散の決議が行われた場合。
 - (9) 本新株予約権の権利者が本新株予約権の要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合。
 - (10) 本新株予約権の権利者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、権利者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当又は権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合。
- ② 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
 - ③ その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 第9回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 C E O	池 田 武 弘	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ取締役
取 締 役 C A O	原 田 実	株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ代表取締役
取 締 役 C F O	小 島 聡	執行役員管理本部長 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ監査役
取 締 役 C I R O	須 永 直 樹	執行役員 I R 本部長
取 締 役	渡 邊 龍 男	株式会社オールアバウト常勤監査役
常 勤 監 査 役	若 本 英 徳	ジェノダイブファーマ株式会社取締役 TAK-C i r c u l a t o r 株式会社取締役
監 査 役	山 田 啓 之	エイジックス株式会社代表取締役 クックパッド株式会社取締役 株式会社みんなのウェディング監査役
監 査 役	杉 山 和 彦	一般社団法人与信管理協会監事

- (注) 1. 取締役渡邊龍男氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山田啓之氏及び杉山和彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山田啓之氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、渡邊龍男氏、山田啓之氏及び杉山和彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成27年2月28日をもって、取締役 松本洋一氏、社外取締役 佐藤真衛氏は、辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち 社 外 取 締 役)	7 名 (2 名)	99,000 千円 (6,000 千円)
監 査 役 (うち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	29,250 千円 (12,000 千円)
合 計 (うち 社 外 役 員)	10 名 (4 名)	128,250 千円 (18,000 千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、平成27年2月28日をもって辞任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年3月27日開催の第11回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成24年5月16日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が親会社又は親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役渡邊龍男氏は、株式会社オールアバウトの常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役山田啓之氏は、エイジックス株式会社の代表取締役、クックパッド株式会社の取締役、及び株式会社みんなのウェディングの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役杉山和彦氏は、一般社団法人与信管理協会の監事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

出席状況及び発言状況	
取締役 渡 邊 龍 男	平成27年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。他の上場会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
監査役 山 田 啓 之	当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会24回全てに出席いたしました。税理士としての専門的な知識、経験に基づき適宜発言を行っております。
監査役 杉 山 和 彦	当事業年度に開催された取締役会24回及び監査役会24回全てに出席いたしました。元上場会社の代表取締役としての経験に基づき適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

16,200千円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が現に受けている業務停止処分

当社の会計監査人は、平成27年12月22日に金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業グループの業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(決定内容)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、経営理念として掲げた「ワイヤレス・ブロードバンドサービスを通じて、より創造性あふれる社会の実現を目指す。」の実現のため、法令及び定款を遵守しながら社会全体の利益となるべく事業を遂行します。取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を徹底するために関連規程を整備し、また教育により周知徹底を図ります。
当社事業が法令及び定款を遵守していることについて、内部監査規程に基づく内部監査を実施し、確認します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務の執行に係る情報は、法令に準じて制定する「文書管理規程」及びその他の関連諸規程に従って保存及び管理を行います。取締役会議事録、稟議書等取締役が意思決定を行った記録（電磁的方法による記録を含む）の作成、保存、管理及び廃棄等の手続きと管理を適正に実施します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社事業に関する損失の危険（リスク）、不測の事態に対処すべく、リスク管理規程を制定し、同規程に基づき各本部長が潜在リスクを想定、顕在リスクの把握を行います。
本部長会議にて当該リスク情報を共有し、具体的行動のための指示や連絡を行い、特に重要なリスクについては、取締役会において対応策を協議し実行します。
- ④ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
取締役会を毎月定期的に開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催して機動的に経営上の重要な経営意思決定を行います。
取締役会では、経営計画の達成のために必要な施策を立案・推進し、各取締役による職務執行の状況を相互に監督し、その業務の適正性を確保します。
執行役員制度を採用し、執行役員への権限委譲を推進することにより、組織運営及び業務執行の効率化並びに意思決定の迅速化を図ります。

- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループ全体の業務の適正を確保するために、当社は「関係会社管理規程」を制定し、子会社の経営や事業上の重要な事項について事前協議を求める等の必要な管理を行います。また、子会社に対して当社役員及び社員を派遣し、子会社業務の監督を行い当社に報告します。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 子会社においても当社と同様の内容を定めた「リスク管理規程」を整備し、各取締役及び取締役会がリスクの早期把握と必要な対策を実施します。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、子会社に係る重要事項の事前協議を求める一方、子会社取締役に適切な範囲での権限移譲を行い、子会社の自主性と経営の効率性を確保します。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 子会社においても、当社と同様の内容を定めた「コンプライアンス規程」その他必要な諸規程を整備し、子会社取締役等及び使用人の法令及び定款に適合した業務遂行を徹底します。
- 当社の内部監査は、子会社の状況についても監査の対象に含め、当社グループ全体として適正な業務遂行を確認します。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、取締役は監査役の要請に応じて適切な人材を配置します。監査役職務の補助者は、当該補助業務に関しては取締役から独立性を有するものとし、また、取締役は当該人材に係る人事考課・人事異動及び懲戒処分に処する際は、事前に監査役に報告し必要な場合には監査役の同意を得ます。
- 監査役から補助業務に係る指示が行われた場合には、当該補助者は他の業務よりも優先して補助業務に取り組むこととし、また、当該指示やその具体的内容については守秘義務を有するものとします。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役等及び使用人が監査役に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。また、当社及び子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、又は法令や定款に違反する重大

な事実を発見した場合、速やかに当社の監査役へ報告することとします。

当社及び子会社の取締役等及び使用人が、監査役や会社に対して法令違反行為等に関する報告を行った場合に、グループ各社の「コンプライアンス規程」において当該報告者を保護する旨を明記しており、そのような報告を理由に不利な取扱いを行わない体制を構築します。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会がその職務の執行に必要となる費用又は債務について、前払いや事後精算等により当社に請求したときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

- ⑨ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

各監査役は取締役会に出席し、議事に対して必要な助言又は勧告を行います。

監査役は、月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、各監査役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行います。

会計監査に係る会計監査人からの定期的な報告のほか、監査役会が必要と認める場合に弁護士や公認会計士等の専門家との連携が行える体制を構築します。

- ⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また、これらの圧力に対しても警察等の外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で臨みます。

(運用状況の概要)

- ① 法令遵守の状況

毎年実施している役社員向けの社内研修を本年も開催いたしました。講師には社外からの専門家も招き、法令及び定款、社内規程を遵守した業務執行に必要な事項について、再度周知徹底を図りました。

- ② 重要な会議の開催の状況

当期においては、毎月1度の定時取締役会及び必要に応じて招集する臨時取締役会がそれぞれ開催され、取締役による職務執行の報告及び経営上の重要な意思決定が適正に行われました。取締役会には全監査役が出席し、議案の審議及び意思決定の状況につい

て監督しております。

また、重要な会議と位置づけている本部長会議も毎月1回開催いたしました。各部門の業務内容の報告のほか、「リスク管理規程」に基づいて業務リスクの有無やその管理状況についての報告があり、出席した代表取締役CEO及び各本部長並びに常勤監査役により確認を行いました。

③ 内部監査の実施状況

代表取締役CEOから指名を受けた内部監査担当者が、当社各部門及び子会社に対して内部監査計画に基づいた内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役CEO及び常勤監査役へ結果報告を行いました。

④ グループ会社管理の状況

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営や事業上の重要な事項については、当社管理本部長が子会社代表取締役との間で事前協議を行った後に決定いたしました。また、子会社役員を兼務する当社の役員及び社員が、子会社取締役会への出席や職務執行を通じて、当社と同様のコンプライアンスの徹底及びリスク管理を実施しました。

⑤ 監査役監査の状況

監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名体制により、監査役監査計画の策定、監査計画に基づく各監査役による監査が実施されました。また、監査役会も毎月1度開催され、実施した監査役監査の報告や取締役の業務執行の適正性について確認が行われました。

なお、監査役職務の補助者としてIR本部に所属の社員1名が監査役の職務を補佐し、監査役監査や監査役会の運営事務の効率化を図りました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,453,632	流 動 負 債	3,201,058
現 金 及 び 預 金	1,974,915	買 掛 金	1,490,248
売 掛 金	1,067,797	短 期 借 入 金	1,200,000
商 品	294,026	未 払 金	179,115
仕 掛 品	3,236	未 払 法 人 税 等	271,297
繰 延 税 金 資 産	20,953	そ の 他	60,397
そ の 他	98,967	固 定 負 債	11,164
貸 倒 引 当 金	△6,264	資 産 除 去 債 務	11,164
固 定 資 産	2,449,796	負 債 合 計	3,212,223
有 形 固 定 資 産	377,353	(純 資 産 の 部)	
建 物	32,559	株 主 資 本	2,684,724
機 械 及 び 装 置	225,979	資 本 金	859,528
そ の 他	118,814	資 本 剰 余 金	798,758
無 形 固 定 資 産	52,253	利 益 剰 余 金	1,137,075
投 資 そ の 他 の 資 産	2,020,189	自 己 株 式	△110,638
投 資 有 価 証 券	88,818	その他の包括利益累計額	111
関 係 会 社 株 式	1,680,854	その他有価証券評価差額金	111
保 険 積 立 金	204,637	新 株 予 約 権	6,368
繰 延 税 金 資 産	4,578	純 資 産 合 計	2,691,205
そ の 他	41,299	負 債 純 資 産 合 計	5,903,428
資 産 合 計	5,903,428		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,311,877
売上原価		8,335,176
売上総利益		2,976,700
販売費及び一般管理費		1,911,370
営業利益		1,065,330
営業外収益		
受取利息	95	
消費税差額	2,088	
その他	53	2,237
営業外費用		
支払利息	1,051	
株式交付費	193	
上場関連費用	4,000	
自己株式取得費用	92	
その他	126	5,463
経常利益		1,062,104
特別損失		
固定資産除却損	1,323	1,323
税金等調整前当期純利益		1,060,781
法人税、住民税及び事業税	383,501	
法人税等調整額	△7,044	376,456
当期純利益		684,324

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から
平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 剩 余 益 金	自 己 株 式	株主資本合計
平 成 2 7 年 1 月 1 日 残 高	846,610	785,869	706,001	△64,484	2,273,996
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
新 株 の 発 行	12,918	12,888			25,807
剩 余 金 の 配 当			△253,250		△253,250
当 期 純 利 益			684,324		684,324
自 己 株 式 の 取 得				△46,153	△46,153
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	12,918	12,888	431,074	△46,153	410,728
平 成 2 7 年 1 2 月 3 1 日 残 高	859,528	798,758	1,137,075	△110,638	2,684,724

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平 成 2 7 年 1 月 1 日 残 高	—	—	2,900	2,276,896
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行				25,807
剩 余 金 の 配 当				△253,250
当 期 純 利 益				684,324
自 己 株 式 の 取 得				△46,153
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	111	111	3,467	3,579
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	111	111	3,467	414,308
平 成 2 7 年 1 2 月 3 1 日 残 高	111	111	6,368	2,691,205

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数および連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 1 社
- ・連結子会社の名称 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用会社の数 1 社
- ・持分法適用の名称 フォン・ジャパン株式会社

当連結会計年度からフォン・ジャパン株式会社を持分法適用の関連会社を含めております。これは、平成27年11月9日に当社が新たにフォン・ジャパン株式会社株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社を含めることとしたものであります。なお、みなし取得日は、当連結会計年度末としております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

その他 5～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

④ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

⑤ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 194,427千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	10,150,000株	140,000株	一株	10,290,000株

(変動事由の概要)

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加 140,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	20,000株	22,100株	一株	42,100株

(変動事由の概要)

平成27年11月27日の取締役会決議に基づき、自己株式の取得22,100株を行っております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	253,250千円	25円	平成26年12月31日	平成27年3月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 定時株主総会	普通株式	266,445千円	利益剰余金	26円	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）

	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数
第2回新株予約権	普通株式	9,200株
第3回新株予約権	普通株式	499,600株
第5回新株予約権	普通株式	400,000株
第8回新株予約権	普通株式	10,400株
合計		919,200株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、その流動性を維持するため短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引については行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間をおおむね短期に設定し、貸倒実績率も低いものとなっております。当該リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

投資有価証券は、取引先企業との業務または資本提携等に関連する非上場株式であり、投資先の業績変動リスク及び海外の投資先については為替変動リスクに晒されております。投資先の業績については定期的に報告を受け、その内容を把握する方法、為替については定期的にその変動をモニタリングする方法により、リスクを管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金の主な使途は運転資金であります。これらの債務については、流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当連結会計年度末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
① 現金及び預金	1,974,915	1,974,915	—
② 売掛金	1,067,797	1,067,797	—
資産計	3,042,712	3,042,712	—
① 買掛金	1,490,248	1,490,248	—
② 短期借入金	1,200,000	1,200,000	—
③ 未払金	179,115	179,115	—
④ 未払法人税等	271,297	271,297	—
負債計	3,140,660	3,140,660	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

① 買掛金、② 短期借入金、③ 未払金、④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
非上場株式	88,818
関連会社株式	1,680,854

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 261円99銭
- (2) 1株当たり当期純利益 67円08銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,350,284	流 動 負 債	3,200,257
現 金 及 び 預 金	1,871,291	買 掛 金	1,490,248
売 掛 金	1,067,797	短 期 借 入 金	1,200,000
商 品	294,026	未 払 金	180,959
仕 掛 品	3,236	未 払 法 人 税 等	268,826
前 渡 金	6	預 り 金	9,992
前 払 費 用	37,991	前 受 収 益	3,717
繰 延 税 金 資 産	20,814	そ の 他	46,513
そ の 他	61,384	固 定 負 債	11,164
貸 倒 引 当 金	△6,264	資 産 除 去 債 務	11,164
固 定 資 産	2,549,696	負 債 合 計	3,211,422
有 形 固 定 資 産	377,253	(純 資 産 の 部)	
建 物	32,559	株 主 資 本	2,682,078
機 械 及 び 装 置	225,979	資 本 金	859,528
工 具、器 具 及 び 備 品	118,714	資 本 剰 余 金	798,758
無 形 固 定 資 産	52,253	資 本 準 備 金	798,758
ソ フ ト ウ ェ ア	52,253	利 益 剰 余 金	1,134,429
投 資 そ の 他 の 資 産	2,120,189	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,134,429
投 資 有 価 証 券	88,818	繰 越 利 益 剰 余 金	1,134,429
関 係 会 社 株 式	1,780,854	自 己 株 式	△110,638
長 期 前 払 費 用	22,996	評 価 ・ 換 算 差 額 等	111
保 険 積 立 金	204,637	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	111
繰 延 税 金 資 産	4,578	新 株 予 約 権	6,368
そ の 他	18,303	純 資 産 合 計	2,688,559
資 産 合 計	5,899,981	負 債 純 資 産 合 計	5,899,981

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 1 月 1 日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,311,877
売上原価	8,335,176
売上総利益	2,976,700
販売費及び一般管理費	1,920,806
営業利益	1,055,894
営業外収益	
受取利息	95
業務受託料	1,200
受取家賃	3,417
その他の	53
営業外費用	
支払利息	1,051
株式交付費	193
上場関連費用	4,000
自己株取得費用	92
為替差損	126
経常利益	1,055,197
特別損失	
固定資産除却損	1,323
税引前当期純利益	1,053,873
法人税、住民税及び事業税	381,018
法人税等調整額	△6,913
当期純利益	679,768

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 本 金	資 剰 余 本 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 剰 余 益 金 計 合		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
平成27年1月1日残高	846,610	785,869	785,869	707,911	707,911	△64,484	2,275,906
事業年度中の変動額							
新株の発行	12,918	12,888	12,888				25,807
剰余金の配当				△253,250	△253,250		△253,250
当期純利益				679,768	679,768		679,768
自己株式の取得						△46,153	△46,153
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	12,918	12,888	12,888	426,518	426,518	△46,153	406,172
平成27年12月31日残高	859,528	798,758	798,758	1,134,429	1,134,429	△110,638	2,682,078

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年1月1日残高	—	—	2,900	2,278,806
事業年度中の変動額				
新株の発行				25,807
剰余金の配当				△253,250
当期純利益				679,768
自己株式の取得				△46,153
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	111	111	3,467	3,579
事業年度中の変動額合計	111	111	3,467	409,752
平成27年12月31日残高	111	111	6,368	2,688,559

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

機械及び装置 9年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 194,227千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 417千円

短期金銭債務 2,322千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 32,700千円

営業取引以外による取引高 4,617千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	42,100株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア	1,017千円
繰延資産償却超過額	2,724千円
資産除去債務	3,610千円
未払事業税	18,716千円
その他	2,098千円
繰延税金資産合計	28,168千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△2,721千円
その他有価証券評価差額金	△53千円
繰延税金負債合計	△2,775千円
繰延税金資産の純額	25,393千円

当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	20,814千円
固定資産－繰延税金資産	4,578千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

- (3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）」及び「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.3%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
主 要 株 主	株式会社ヨド バシカメラ	(被所有) 直接 13.8% [3.9%]	営 業 取 引	当社サービス に付随する物 品の販売	122,345	売 掛 金	21,590
				当社サービスの 販売代理	821,533	未 払 金	139,644

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 「議決権等の所有（被所有）割合」欄の〔 〕内は、緊密な者による被所有割合で外数であります。

(2) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取引金額 (千 円)	科 目	期末残高 (千 円)
子 会 社	株式会社ワイ ヤレスマーケ ティング・ラ ボ	(所有) 直接 100.0%	マーケティン グ業務委託 管理業務委託 役員の兼任	管理業務受託 等	4,617	そ の 他 流動資産	417
				マーケティン グ業務委託	32,700	未払金	2,322

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	池田 武弘	—	—	当社代表取締役CEO	(被所有) 直接 5.4%	—	ストック・オプションの権利行使 (注) 1、2	11,931	—	—
役員	原田 実	—	—	当社取締役CAO	(被所有) 直接 1.4%	—	ストック・オプションの権利行使 (注) 2	11,931	—	—

- (注) 1. 平成18年2月28日開催の当社第2回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
2. 平成20年3月28日開催の当社第4回定時株主総会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 261円73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 66円64銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月15日

株式会社ワイヤレスゲート
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田	治 幸 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 見	正 浩 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワイヤレスゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年 2 月15日

株式会社ワイヤレスゲート

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 治 幸 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 見 正 浩 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワイヤレスゲートの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月17日

株式会社ワイヤレスゲート 監査役会

常勤監査役 若 本 英 徳 ㊟

社外監査役 山 田 啓 之 ㊟

社外監査役 杉 山 和 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金26円
配当総額 266,445,400円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、当社は、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、更なる企業価値の向上を図るという観点から、監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項を変更するものであります。

なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う条数その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人

現行定款	変更案
第5条 < 条文省略 > 第2章 株式 第6条～第12条 < 条文省略 > 第3章 株主総会 第13条～第18条 < 条文省略 > 第4章 取締役及び取締役会 第19条 （員数） 当会社の取締役は、7名以内とする。 < 新設 > 第20条 （選任） 1. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. < 条文省略 >	第5条 < 現行どおり > 第2章 株式 第6条～第12条 < 現行どおり > 第3章 株主総会 第13条～第18条 < 現行どおり > 第4章 取締役及び取締役会 第19条 （員数） 1. 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。 第20条 （選任） 1. 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. < 現行どおり >

現行定款	変更案
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ＜新設＞ ＜新設＞ ＜新設＞	第21条（任期） 1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、当該決議のあった株主総会后2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第22条（代表取締役及び役付取締役） 1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 2. ＜条文省略＞	第22条（代表取締役及び役付取締役） 1. 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役若干名を選定する。 2. ＜現行どおり＞

現行定款	変更案
第23条（取締役会） 1. <条文省略> 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. <条文省略> <新設> 4. <条文省略> 第24条（取締役の責任免除） 1. <条文省略> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第25条（員数） 当会社の監査役は、4名以内とする。 第26条（選任） 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第23条（取締役会） 1. <現行どおり> 2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. <現行どおり> 4. <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> 5. <現行どおり> 第24条（取締役の責任免除） 1. <現行どおり> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u> <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
<u>第27条（任期）</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削除>
<u>第28条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<削除>
<u>第29条（監査役会）</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。</u>	<削除>
<u>第30条（監査役の責任免除）</u> <u>1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	<削除>

現行定款	変更案
<新設> <新設>	<u>第5章 監査等委員会</u> <u>第25条（監査等委員会）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>
<新設>	<u>第26条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第<u>31</u>条～第<u>32</u>条 <条文省略>	第<u>27</u>条～第<u>28</u>条 <現行どおり>
第7章 計算	第7章 計算
第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 <条文省略>	第<u>29</u>条～第<u>32</u>条 <現行どおり>
<新設>	<u>附 則</u>
<新設>	<u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
1	い け だ た け ひ ろ 池 田 武 弘 (昭和47年4月12日)	平成11年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社（現 株式会社NTTドコモ）入社 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート（現当社）設立 代表取締役社長就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート（現当社） 代表取締役CEO就任 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 代表取締役就任 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 取締役就任（現任） 平成26年3月 当社 代表取締役CTO就任 平成26年4月 当社 代表取締役CTO技術本部長就任 平成26年10月 当社 代表取締役CEO就任（現任）	556,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	は ら だ み の る 原 田 実 (昭和40年7月19日)	平成2年4月 マニファクチュラス・ハノーバー銀行（現 JPモルガン・チェース銀行）入行 平成9年1月 株式会社NEC総研（現 NECマネジメントパートナー株式会社）入社 平成10年10月 ライコスジャパン株式会社（現 楽天株式会社）入社 平成11年11月 株式会社ライブドア（現 NHNテコラス株式会社）入社 平成12年6月 株式会社シープロド入社 専務取締役COO就任 平成16年1月 株式会社トリプレットゲート（現当社）設立 取締役就任 平成22年12月 株式会社トリプレットゲート（現当社） 取締役COOセールス・マーケティンググループ長就任 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 代表取締役就任（現任） 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジー・ラボ 取締役就任 平成26年3月 当社 取締役COO退任 平成27年3月 当社 取締役CAO就任（現任）	145,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
3	こ じ ま さとし 小 島 聡 (昭和49年2月1日)	平成8年4月 隆祥産業株式会社(現 株式会社レクザム)入社 平成11年9月 株式会社ディスコ入社 平成22年10月 株式会社トリプレットゲート(現当社)入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成23年3月 当社 取締役コーポレート・マネジメントグループ長就任 平成24年11月 株式会社ワイヤレステクノロジ・ラボ 監査役就任 平成24年11月 株式会社ワイヤレスマーケティング・ラボ 監査役就任(現任) 平成26年3月 当社 取締役CFOコーポレート・マネジメントグループ長就任 平成26年4月 当社 取締役CFO管理本部長就任 平成27年3月 当社 取締役CFO執行役員管理本部長就任(現任)	20,000株
4	す な が なお き 須 永 直 樹 (昭和56年9月4日)	平成17年4月 株式会社ジェーワン入社 平成17年9月 サーチファーム・ジャパン株式会社入社 平成19年2月 株式会社ソリッドレゾリューションズ入社 企画管理本部マネージャー 平成19年7月 株式会社ベルパーク入社 平成21年4月 株式会社ベルパーク IR事務連絡責任者 平成24年6月 当社入社 コーポレート・マネジメントグループマネージャー 平成25年1月 当社 IR室室長 平成26年9月 当社 取締役IR室長就任 平成26年10月 当社 取締役IR本部長就任 平成27年3月 当社 取締役CIO執行役員IR本部長就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、平成27年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	わか もと ひで のり 若 本 英 徳 (昭和19年10月9日)	昭和42年4月 株式会社第一銀行（現 株式会社み ずほ銀行）入行 平成元年11月 ゴールドマン・サックス証券会社（現 ゴールドマン・サックス証券株式 会社）入社 平成6年7月 モルガン・スタンレー・ジャパン・ リミテッド（現 モルガン・スタン レーMUF G証券株式会社）入社 平成12年6月 株式会社トランスジェニック代表取 締役副社長就任 平成14年3月 アンジェスエムジー株式会社（現 アンジェスMG株式会社） 取締役 就任 管理本部長 平成16年4月 株式会社トリプレットゲート（現 当社） 取締役就任 平成16年12月 ジェノダイブファーマ株式会社 取 締役就任（現任） 平成21年3月 株式会社トリプレットゲート（現 当社） 常勤監査役就任（現任） 平成26年1月 TAK-C i r c u l a t o r 株式 会社 取締役就任（現任）	10,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	わた なべ たつ お 渡 邊 龍 男 (昭和39年6月11日)	昭和62年4月 住友生命保険相互会社入社 平成13年6月 サイトデザイン株式会社 取締役就 任 平成16年6月 株式会社オールアバウト 常勤監査 役就任(現任) 平成16年6月 株式会社SDホールディングス 監 査役就任 平成17年3月 デザインエクスチェンジ株式会社 監査役就任 平成19年6月 ウェーブロックホールディングス株 式会社 取締役就任 平成24年3月 当社 社外取締役就任 平成26年3月 当社 社外取締役退任 平成27年3月 当社 社外取締役就任(現任)	一株
3	にし やす ひろ 西 康 宏 (昭和34年5月8日)	昭和57年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成11年6月 株式会社インターネットイニシアテ ィブ 取締役CFO就任 平成17年3月 株式会社オークネット 取締役経営 管理部門長就任 平成21年3月 日本ベリサイン株式会社(現 合同 会社シマンテック・ウェブサイトセ キュリティ) 取締役副社長兼CFO就任 平成24年3月 株式会社ジャパンドisplay 執 行役員CFO就任 平成27年8月 TAK-Circulator株式 会社 取締役CFO就任(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊龍男氏及び西康宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊龍男氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が他の上場会社の役員として豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるためであります。
4. 西康宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が過去に複数の上場会社の役員を務められ、企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有されていることから、当社の経営の意思決定の適切性を含め、多様な視点から意見をいただくことにより、経営の透明性と健全性の維持・向上及びコーポレート・ガバナンス強化への寄与を期待できるためであります。

5. 渡邊龍男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、通算で3年となります。
6. 本議案が原案どおり承認された場合、第2号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、当社と各候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。なお、渡邊龍男氏は、社外取締役として、当社との間で同様の契約を締結しております。
7. 当社は、渡邊龍男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、西康宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 「所有する当社の株式数」については、平成27年12月31日現在の所有株式数を記載しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 (生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
あ お き り え 青 木 理 恵 (昭和45年10月9日)	平成7年10月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所 平成12年7月 大和証券SBキャピタル・マーケット株式会社（現 大和証券株式会社）入社 平成16年4月 青木公認会計士事務所設立 所長就任（現任） 平成22年6月 株式会社ドリコム 監査役就任 平成27年6月 株式会社ドリコム 取締役（監査等委員）就任（現任）	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青木理恵氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 青木理恵氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士としての専門的な知識、経験等を有されていることから、当社のコーポレート・ガバナンス強化に活かしていただけることを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 青木理恵氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成27年3月27日開催の第11回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）とご決議いただき今日にいたっておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）が報酬、賞与その他の職務執行の対価（以下「報酬等」といいます。）として当社から受ける財産上の利益の額の上限について、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、年額2億7千万円以内と定め、各取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額の上限について、職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、年額4千万円以内と定めさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

本議案は、取締役（監査等委員である取締役、及び、社外取締役を除きます。以下、同じです。）に対する報酬として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」で提案させていただく報酬限度額とは別枠で、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。なお、本制度に係る報酬の額及び内容は、下記2. の通りであり、その詳細につきましては、下記2. の範囲内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、平成28年12月末で終了する事業年度から平成30年12月末で終了する事業年度までの3年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して業績連動型株式報酬を支給します。

現在の取締役は5名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、業績達成度等一定の基準に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年一回です。その他、本制度の骨子につきましては、下記【ご参考】をご参照下さい。

(2) 当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は3年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金150百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（ToSTNeT-1を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を3年毎に延長し本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金150百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します（但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金150百万円から、かかる残存株式相当額及び残存金額を控除した額とします。）。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与及び後記(4)の当社株式の交付を継続します。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の毎年2月に、直近の3事業年度の業績目標達成率の平均値をもとに、次の算定式により算定される数のポイントを付与します。なお、業績目標達成率は、連結営業利益の各事業年度初に公表する業績予想値に対する達成率とします。但し、直前の事業年度の業績目標達成率が70%を下回る場合については、直近の3事業年度の業績目標達成率の平均値にかかわらず、ポイントを付与しないこととします。

<算定式>

$$\text{付与ポイント} = \frac{\text{役位別に定める基準金額} \times \text{業績連動係数 (※)}}{\text{本信託の保有する当社株式一株あたり帳簿価格}}$$

(※) 業績連動係数

業績目標達成率平均値	業績連動係数
100%超	1.0
70%～100%	0.7～1.0
70%未満	0.0

業績目標達成率平均値は、直近の3事業年度の業績目標達成率の平均値

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1年当たり42,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与を受けたポイントの数に応じて、下記(4)の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

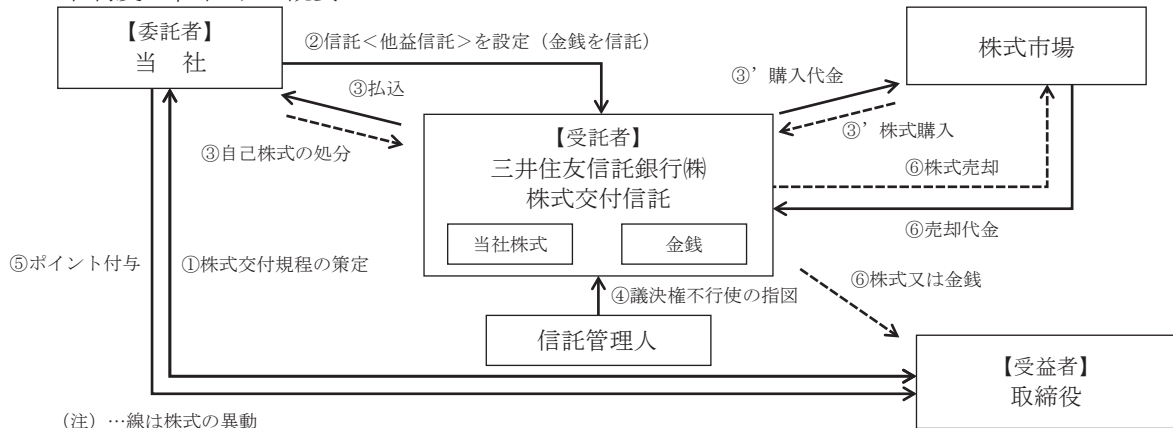
(4) 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記(3)の当社株式の交付は、各取締役が毎年一定の時期に所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付します。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

【ご参考】

(当社平成28年2月12日付適時開示資料抜粋)

<本制度の仕組みの概要>



① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。

- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法や、株式市場 (ToSTNeT-1を含みます。) から取得する方法によります。)。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人 (当社及び当社役員から独立している者として。) を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

<本信託の概要>

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年 5 月 (予定)
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年 5 月 (予定)
- ⑨ 信託の期間：平成28年 5 月 (予定) ～平成31年 4 月 (予定)

以 上

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成28年3月24日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5. 01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4. 0 以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、
Ver. 6. 0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®およびAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(2) 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社にお持ちの株主様

証券会社にお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120（782）031 （受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

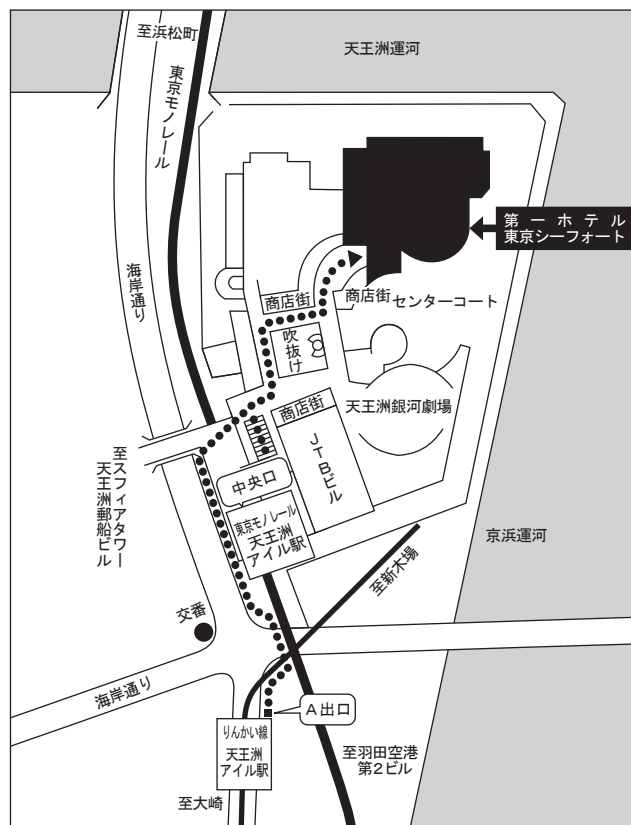
6．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以 上

株主総会会場ご案内図

- <会場> 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート3階 ハーバーサーカス
- <交通> ・東京モノレール 「天王洲アイル」駅下車 中央口から徒歩約4分
・りんかい線 「天王洲アイル」駅下車 A出口から徒歩約8分
・JR品川駅 港南口（東口）より都営バスで約5分
「天王洲アイル循環」バス「天王洲アイル」下車
「りんかい線天王洲アイル駅」行きバス「天王洲アイル」下車
- <電話> 03-5460-4411



* 会場周辺の道路は大変混雑することがありますので、公共交通機関をご利用願います。